財務大臣　菅　直人
国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる
国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる
多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる
国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる
開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる
投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる（1月19日）

人事院

（人事院事務総長）
出合　均
（職員福祉局長）
川村　卓雄
辞職を承認する（各通）
（給与局長）
吉田　耕三
人事院事務総長に昇任させる
（内閣府再就職等監視委員会事務局長）
小林　廣之
事務総局総括審議官に転任させる
（公務員研修所長）
桑田　始
職員福祉局長に転任させる
（事務総局総括審議官）
菊地　敦子
人材局長に配置換する
（人材局長）
尾西　雅博
給与局長に配置換する
（事務総局審議官）
石川　善朗
公務員研修所長に転任させる
（公平審査局審議官）
吉住夕起や
内閣府に出向させる（以上1月18日）

内閣府

（総務省大臣官房審議官）総務事務官
渡会　修
内閣府事務官（情報公開・個人情報保護審査会事務局長）の併任を解除する
内閣府事務官（地方分権改革推進委員会事務局長）に転任させる
（総務省大臣官房付）同　望月　達史
内閣府事務官（地方分権改革推進委員会事務局次長）に併任する
（同）同　金澤　和夫
内閣府事務官（地方分権改革推進委員会事務局次長）の併任を解除する
（地方分権改革推進委員会事務局次長）内閣府事務官
小髙　章
総務省に出向させる
内閣府事務官（情報公開・個人情報保護審査会事務局長）に併任する（以上1月15日）
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官
岩片　弘信
内閣府事務官（沖縄振興局参事官（振興第二担当））に転任させる
（沖縄振興局参事官（振興第二担当））内閣府事務官
袴田　泰三
農林水産省に出向させる（以上1月16日）
（総務省大臣官房付）総務事務官
山内　健生
内閣府事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
（大臣官房審議官）内閣府事務官
滝本　純生
総務省に出向させる（以上1月20日）

公安調査庁

（最高検察庁検事公安調査庁次長）検事
久保田明広
公安調査庁次長に充てるごとを解く
（東京高等検察庁検事公安調査庁調査第1部第1課長）同
徳田　薫
公安調査庁調査第1部第1課長に充てるごとを解く
（最高検察庁検事）同
寺脇　一峰
公安調査庁次長に充てる
（東京地方検察庁検事）同
西谷　隆
公安調査庁調査第1部第1課長に充てる（以上1月18日）

最高裁判所

福岡高等裁判所長官
安倍　嘉人
東京高等裁判所長官に補する
高等裁判所長官
大野市太郎
福岡高等裁判所長官に補する
大阪地方裁判所判事
佐々木茂美
東京高等裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる
吉野　孝義
司法研修所長に補する
京都地方裁判所判事
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所長を命ずる
松本　芳希
大阪地方裁判所判事
京都地方裁判所判事に補する
京都地方裁判所長を命ずる（以上1月15日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、九州地方整備局及び同局菊池川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成22年1月5日
九州地方整備局長　岡本　博

1　河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
菊池川水系迫間川	右岸堤防	熊本県菊池市七城町大字荒巻字東田9番2地先から熊本県菊池市七城町岡田字河原田176番地先まで
菊池川水系菊池川	右岸堤防	熊本県菊池市七城町高島字次郎三1207番1地先から熊本県菊池市七城町高島字水洗800番地先まで
菊池川水系菊池川	左岸堤防	熊本県菊池市七城町林原字川原917番3地先から熊本県菊池市七城町林原字川原969番4地先まで
菊池川水系迫間川	左岸堤防	熊本県菊池市七城町高島字権現給1317番地先から熊本県菊池市七城町加恵字権現給964番1地先まで

2　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　菊池市長　福村　三男
住所　熊本県菊池市隈府888番地

3　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧

4　管理の期間
平成22年1月5日から道路の存続する日まで

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、1月19日午後一時三十九分御出門、第五十回交通安全国民運動中央大会に御臨席のため、日比谷公会堂（千代田区）へ行幸啓、同二時五十六分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、1月18日午後七時五十九分御出門、メキシコ政府派遣・日本メキシコ友好四百年記念特別企画「メキシコ音楽祭二〇一〇」を御鑑賞のため、紀尾井ホール（千代田区）へ行啓、同十時還啓になった。